

令和3年10月13日

令和2年度決算特別委員会

一般会計及び特別会計歳入歳出決算
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性について	2
2	予算管理及び決算整理の的確性について	3
3	決算の内容について	3
4	財政状況について	4

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 7 月 15 日付けで提出があった令和 2 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 3 年 9 月 14 日

神奈川県監査委員	村 上	英 嗣
同	太 田	眞 晴
同	吉 川	知 恵 子
同	嶋 村	た だ し
同	てらさき	雄 介

※ 地方自治法（抄）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

第 2 審査の対象

令和 2 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

一般会計

神奈川県一般会計

特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計

神奈川県公債管理特別会計

神奈川県公営競技収益配分金等管理会計

神奈川県地方消費税清算会計

神奈川県災害救助基金会計

神奈川県恩賜記念林業振興資金会計

神奈川県林業改善資金会計

神奈川県水源環境保全・再生事業会計

神奈川県沿岸漁業改善資金会計

神奈川県介護保険財政安定化基金会計

神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計

神奈川県国民健康保険事業会計

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計

神奈川県中小企業資金会計

神奈川県県営住宅事業会計

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか
- ③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか
- ④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性について

令和2年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数は、審査した限りにおいて、次表の事項を除き、正確なものと認められた。

〈歳入歳出決算書等の金額が誤っていた事項の説明〉

- ① オンライン訓練の実施に係る受講用端末等の購入契約（契約額37,899,950円）の履行遅滞に伴う違約金124,187円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）労働費雑入で収入調定すべきところ、これを行わず、契約額37,899,950円から違約金相当額124,187円を控除して支払うことにより処理していた。その結果、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入及び（節）労働費雑入の調定額及び収入済額がいずれも124,187円過小となっているなどしていた。また、（款）労働費及び（項）職業訓練費の支出済額がいずれも124,187円過小となっているなどしており、（目）職業技術校費及び同目の（節）備品購入費の支出済額がいずれも95,445円過小、（目）産業技術短期大学校費及び同目の（節）備品購入費の支出済額がいずれも28,742円過小となっていた。さらに、歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の歳入合計及び歳出合計並びに実質収支に関する調書の歳入総額及び歳出総額がいずれも124,187円過小となっていた。

〈歳入歳出決算事項別明細書の金額が誤っていた事項の説明〉

- ② 「自転車条例&ルールBOOK」外国語版の翻訳料及び県ホームページ掲載許諾料（契約額792,000円）の執行に当たり、翻訳料660,000円については（節）役務費、掲載許諾料132,000円については（節）使用料及び賃借料とすべきところ、いずれも（節）委託料で執行していた。その結果、（節）委託料の支出済額が792,000円過大となっていた一方で、（節）役務費の支出済額が660,000円、（節）使用料及び賃借料が132,000円それぞれ過小となっていた。また、（節）役務費の不用額が660,000円、（節）使用料及び賃借料の不用額が132,000円それぞれ過大となっていた一方で、（節）委託料の不用額が792,000円過小となっていた。
- ③ エアコン更新（契約額231,990円）に当たり、既存エアコンの運搬費2,200円については（節）役務費、リサイクル費990円については（節）委託料とすべきところ、エアコン購入代などと併せて全額を（節）備品購入費で執行していた。その結果、（節）備品購入費の支出済額が3,190円過大となっていた一方で、（節）役務費の支出済額が2,200円、（節）委託料の支出済額が990円それぞれ過小となっていた。また、（節）役務費の不用額が2,200円、（節）委託料の不用額が990円それぞれ過大となっていた一方で、（節）備品購入費の不用額が3,190円過小となっていた。
- ④ 取付式内窓設置工事（契約額252,890円）に当たり、サッシ代金99,000円も含めた全額を（節）需用費とすべきところ、サッシ代金を（節）備品購入費で執行していた。その結果、（節）備品購入費の支出済額が99,000円過大となっていた一方で、（節）需用費の支出済額が同額過小となっていた。また、（節）需用費の不用額が99,000円過大となっていた一方で、（節）備品購入費の不用額が同額過小となっていた。

昨年度及び一昨年度に引き続き、予算の執行における科目誤りなどにより、歳入歳出決算書等の金額に上記のような誤りが認められたことは大変遺憾な事態であり、特に今回は、歳入合計、歳出合計等についても誤りが認められる結果となったことから、今後はこうしたことがないように、より実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係所属において適正な経理処理を一層徹底することが必要である。

2 予算管理及び決算整理の的確性について

令和2年度の予算管理及び決算整理については、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

3 決算の内容について

決算の内容に関しては、次の意見がある。

(1) 収入未済額の縮減について

令和2年度に10億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済が発生している「節」（税にあっては「目」）である一般会計歳入の個人県民税（「(項) 県民税」「(目) 個人」）、母子父子寡婦福祉資金会計歳入の「(節) 母子父子寡婦福祉資金貸付金返納」及び県営住宅事業会計歳入の「(節) 家賃収入」の収入未済額の状況を見ると、いずれも前年度に比べて減少又は横ばいの状況とはなっているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き収入未済額の縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

(2) 財産に関する調書の記載について

- 令和2年度の決算調書作成に当たり、介護福祉士等修学資金貸付金に係る債権について、平成28年度から令和元年度までの財産に関する調書において、「決算年度末現在額」等の金額に誤りがあったことが判明した。
- これらの誤りは、平成28年度において、収入調定を行っていたのに債権額から控除していなかったものが4件、690,000円、平成29年度において、貸付金の返済免除を決定していたのに債権額から控除していなかったものが1件、310,000円それぞれあったことによるものである。
- 令和2年度の財産に関する調書においては、「前年度末現在額」を修正するため、当年度の「決算年度中増減額」において所要の調整が行われているが、当該調書において、こうした調整が行われていることや、その調整内容についての説明は記載されておらず、このままの記載では、介護福祉士等修学資金貸付金に係る債権の状況を明確に示すものとはなっていないと認められる。
- 財産に関する調書において、今回と同様な調整を行うこととなった場合には、事案の内容等に応じて財産に関する調書に必要な説明を記載するなどして、その処理の透明性を確保するとともに、県民等に対する説明責任を適切に果たすことが重要である。
- 4か年度にわたり、介護福祉士等修学資金貸付金に係る債権について、財産に関する調書の記載に誤りがあった事態に鑑み、今後はこうしたことがないように、関係局において債権の適正な管理を徹底する必要がある。

4 財政状況について

- ・ 本県の財政状況は、様々な財源対策を講じたにもかかわらず、なお財源不足を解消することができず、実質的には当該年度中の県税収入等の歳入で歳出を賄いきれない綱渡りの財政運営となっている。
- ・ 急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防災戦略に基づく対応や教育施設の更新などにも多額の費用が確実に見込まれることなどから、本県財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 令和2年3月に策定した「中期財政見通し」によれば、一般会計では、令和6年度までの5年間で2,600億円の財源不足が見込まれているが、頻発化・激甚化が懸念される自然災害への対応などにも追加の財政需要が生じる可能性があることに加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあることを踏まえると、更なる財源不足の拡大が懸念される。
- ・ 今後の財政運営に当たっては、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用、国庫支出金の積極的な活用などにより歳入を確保するとともに、既存施策・事業の抜本的な見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。
- ・ 将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

(1) 県債発行の抑制

- ・ 県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標に取り組んでいるが、令和5年度の県債現在高は3兆円を上回る見込みであるとされており、近年の県債発行額の状況等を踏まえると、目標の達成は極めて困難であると考えられる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、今後の財政状況が見通せない現状では、目標設定の根拠となる「中期財政見通し」の推計を見直すことは困難であることから、今後の状況の推移を注視しつつ、できるだけ速やかに新たな県債管理目標を設定することが望まれる。
- ・ 後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、新たな県債管理目標の達成に向けて、県債残高の減少に取り組んでいくことが重要である。
- ・ 地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和2年度地方財政対策において、新規の発行が令和4年度まで継続することが決定されているが、本来の姿である地方交付税に復元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

- ・ 地方公会計の導入により、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。
- ・ 地方公会計を活用するための取組として、令和2年度には、主管課である会計局会計課及び総務局財産経営部財産経営課において、財務書類の活用に向けて、各所属に対する分析支援を行うなどとしていたが、各所属において具体的な財務書類の活用例はなく、分析支援を利用した実績もなかった。
- ・ 主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体における取組事例などにも留意しつつ、具体的な目標を設定して、各所属に対して分析支援を活用するよう積極的に働きかけるなど、引き続き財務書類の積極的な分析・活用を支援するための取組を推進していくとともに、各所属においても、こうした支援を活用することなどにより、財務書類の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・ 財務書類の公表に当たっては、県が進めている県債残高の減少に向けた取組についても県民に分かりやすく示し、説明責任の向上を図っていくことが重要である。